東京パートナーズ会報
平成２９年３月 創刊号

東京パートナーズ会報

東京パートナーズ会報・目次　創刊号　平成２９年３月号

●巻頭言
●趣意書
●東京パートナーズ創立総会
●会員募集について

巻頭言

東京パートナーズは平成２９年２月７日に創立総会を開催し活動を開始しました。会員の皆様とは、皆様と熱い思いを共有していきながら運営をしていきいきます。

労働保険や社会保険は企業やそこで働く従業員にとって困ったときに頼れる重要な保険制度であるにもかかわらず、労働保険や社会保険の加入が費用負担増の存在になっていると感じている事業主や従業員が見受けらます。

東京パートナーズでは、労働保険制度や労働福祉事業等を周知する方法として、『東京パートナーズ会報』を発行し、情報の提供と会員相互の連絡調整のツールとして活用を図り、さらに、法改正情報や労災保険事例、各種助成金の情報提供を継続的に行い、時宜に即応した適切な支援により、社会保障制度への認識の向上に努めていきます。また、会員およびそこで働く労働者が安心して働ける環境を整えることができるよう各種の事業展開を図っていきます。

今後も会員並びに関係各位の変わらないご協力をお願いいたします。

【東京パートナーズ】設立趣意書

最大手広告代理店の入社1年目だった女性社員が平成26年末に自殺をしました。平成27年9月末に労働基準監督署が過労死であったと認定し、東京労働局による強制調査が行われることが報じられました。この女性は、亡くなる前の10月には105時間にわたる残業をしていたと報道されています。

女性社員の過労死については、労災保険が適用されることにより法令遵守のながれの中で、長時間労働を含めた人事労務管理・雇用に関する国民の意識も高まっています。

今後は、さらに人口減少問題や、雇用形態の変化、若年層の労働に関する価値観の多様化等の背景から、人事労務管理・雇用の確立が、会社にとっては最優先項目になることは間違いありません。しかしながら、経営者は、人事労務管理・雇用以外の経営上の問題で日々、頭を悩ましているとことが少なくありません。

多くの経営者にとって、人事労務管理・雇用についての課題は、将来へ向かって山積みです。そのため企業の仕事内容、社歴にこだわらず同じ悩みを経営者同士で共有しながら、悩みを解決できる組織、団体をつくることは、大変な意義があるものだと思っています。

私は経営者のためにセミナー、懇親会、インターネットを通じた発信業務を含めた事業の運営に携わってみたいと、永年に渡り強く思っておりました。具体的には、人事労務管理、雇用情勢、労働福祉等に関する情報提供及び悩みを解消の一助につながる経営者の交流会開催等です。こうした私の思いを実現するために経営者のための団体である「東京パートナーズ」を設立したいと考えました。

仕事を通じて得た貴重な経験、諸先輩からの熱いご指導により得た、難題に立ち向かう覚悟と克服する力を武器に、経営者のために働きます。本日の設立準備委員会の発足のなかで、皆様と熱い思いを共有していきたいと考えます。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

東京パートナーズ創立総会の開催状況

東京パートナーズは、平成２９年２月７日午後６時００分より、川崎市産業振興会館　９階の会議室で創立総会の開催しました。当日は、４名会員が全て出席により、創立総会は成立。議案の審議が開始されました。以下、創立総会の議事録です。

平成２９年２月７日午後６時００分より、川崎市産業振興会館　９階の会議室において創立総会を開催した。

会員総数　　４名
出席会員数　４名

上記のとおり出席があったので、準備委員長 高山英哲は挨拶の後、創立の経過を説明したうえで議長として本議事を進行したい旨を述べ議場に諮ったところ全員賛成したので、直ちに議長に就任して議事に入った。

第一号議案　　定款（案）の件

議長は、別添の定款（案）を詳細に説明し議場に意見を求めたところ全員異議なく賛成したので原案通り一同これを承認可決した。

第二号議案　　平成２８年度事業計画書（案）の件

議長は、本会の設立の趣旨及び経緯を説明した後、平成２８年度事業計画書（案）について説明し議場に諮ったところ、一同これを承認可決した。

第三号議案　　平成２８年度収支予算（案）の件

議長は、事業計画に基づき別紙のとおり平成２８年度収支予算（案）を説明し議場に諮ったところ、一同これを承認可決した。

第四号議案　　役員選任（案）の件

議長は、本会運営のための役員については、下記の役員（案）により説明し議場に諮ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。なお、定款第１４条第１項に基づき任期は平成３０年度に開催される通常総会終結までとする。

理　事　　高山　英哲
理　事　　高山　和子
理　事　　村上　知也
監　事　　串田　政一郎

ついで議長は、役付役員の決定および予算案に掲げる出資金の募集を行うため理事会を開催するべきであるが、理事全員が出席しているのであらかじめ設立準備委員会で内諾を得ていたとおり、役付役員は下記の２名のとおりとし、出資金については議長である高山　英哲理事が１００万円出資する旨を議場に報告した。

理事長　　高山　英哲
副理事長　　高山　和子

第五号議案　　会費規定（案）の件

議長は、本会を運営するため別紙議案書の会費規定（案）のとおり定めたい旨を述べ議場に諮ったところ、
一同これを承認可決した。

第六号議案　　東京労保連労働福祉支援センターとの契約（案）の件

議長は、東京労保連労働福祉支援センターとのこれまでの経緯を逐一説明し、契約に至った主旨及び経費について、その承認を議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

以上をもって議事の全部を終了したので、議長は午後７時００分閉会を宣した。

会員募集

東京パートナーズでは、会員を募集しております。

中小企業・各種団体等に周知するため知り合いの企業、友人、知人をご紹介いただければ幸いです。
お申込は、簡単です。次の電話番号へ「会員募集の件で」と、ひとこと、言ってください。

平日：9：00－18：00（土日祝日は除きます）
電話番号　03-5784-0120：担当：髙山

東京パートナーズ会費規定は、次のとおりです。

東京パートナーズ会費規定

１．年会費（年度途中に入会した場合は月割とする。ただし、年度途中で退会した場合は、会費を返還しない。）

〇正会員　－ 年間60,000円（月額 5,000円）
〇賛助会員－ 年間12,000円（月額 1,000円）

２．臨時会費
正会員、賛助会員のすべてについて、総会において議決した額を臨時会費として徴収することができる。

３．出資金
正会員、賛助会員または第三者に対して、総会において議決した場合には出資金の拠出を求めることができる。

４．寄付金
正会員、賛助会員または第三者に対して、総会において議決した場合には寄付金の拠出を求めることができる。

５．会費の納入方法等
〇正会員の会費は当年度分を一括で原則として４月３０日までに納入しなければならない。なお、口座振替をする場合には、毎月振替えることもできることとする。
〇賛助会員の会費は、正会員の取扱に準じる。
〇退会の場合には、理由の如何を問わず年度末までの会費を納入するものとする。

お気軽に、お問い合わせください。

東京パートナーズ

150－0041

東京都渋谷区神南1－5－4　ロイヤルパレス原宿5階

電話　０３－５７８４－０１２０
FAX ０３－５７８４－０１２１

最後までお読みいただき
ありがとうございます。

いかがでしたか？
東京パートナーズ会報は
皆様のお仕事にお役に立ちましたか？

感想などございましたら、
電話、メール、ＦＡＸにて返信願います。

東京パートナーズ会報は、
１年に３回の発行を予定しております。

次回の発行は、高校野球の甲子園大会の
予選の最中だと思います。

ご期待ください。

また、会員の皆様からの、記事、ニュース等の
投稿も受付しております。

お気軽にご連絡ください。